

# 仕様書

## 1 総則

会津森林管理署に所属する車両の燃料購入に係る単価契約に当たり、甲と乙(乙の給油所の所員及び代行給油ができる特約店等の給油所(以下、「代行給油所」いう。)の所員を含む。)は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。

## 2 予定調達数量及び納入場所

### (1) 予定数量

所属官署ごとの予定調達数量は、別紙「官署別車両台数及び使用予定量一覧表」に記載のとおりである。なお、予定調達数量は見込数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

(2) 納入場所は、下記3の給油カードを使用することができるすべての給油所の店頭とする(福島県外の給油所も対象)。

(3) 給油所が別紙に示す官署から遠隔地にあり利便性にかける場合は、甲乙協議のうえ対象外とし変更減契約をする場合がある。

## 3 給油カードの発行

乙は甲に対し、店頭での給油用として、以下の要件を満たす磁気カード又は電子カード(以下、「給油カード」という。)を発行し、契約期間開始までに納品すること。直営店のほか、代行給油所(高速道路内の給油所を除く)で利用できること。

(2) 入会金及び年会費等の発行及び利用に係る費用が不要であること。

(3) クレジット機能を有しないこと。

(4) 別紙「官署別車両台数及び使用予定量一覧表」に記載されている台数分を発行すること。

但し、上記2(3)において、変更契約した場合はその限りではない。

(5) 車両の変更又は追加等があった場合は、無償で給油カードの交換、解約又は新規発行ができること。

## 4 給油の方法等

(1) 甲は店頭で給油を依頼する場合は、給油カードを用いて発注するものとし、乙は、給油完了後、甲に対し給油伝票(納品書)を発行する。

(2) 代行給油所における給油単価は、本契約の契約単価によるものとし、手数料等の費用が必要な場合は、乙がこれを負担とする。

## 5 毎月の精算

乙は、毎月末に当該月の使用量を取りまとめ、その代金を翌月20日迄に甲へ請求することとし、その際には、給油カードごとの明細書も添付する。